

## 国务院行政機関を再編へ ～銀監会、保監会の合併で金融監督・管理体制の見直しも

中国投資銀行部  
中国調査室

### メインピックス .....2

国务院行政機関を再編へ～銀監会、保監会の合併で金融監督・管理体制の見直しも .....2

- ▶ 国务院は3月13日、「国务院行政機構改革案」を全国人民代表大会(全人代)に提出し、現在体制にある25の部・委員会を26部・委員会に再編した。金融監督・管理体制に関する変更点は次の3つ、それぞれ①「中国銀行保險監督管理委員会」を設立し、銀行・保険業に対する総合管理を強化し、監督・管理の質、効率を向上する。②金融監督・管理における規制制定と実施を分離し、元銀監会・保監会にある銀行業、保険業の重要法律・規定、プロードンス管理規制を作成する機能を人民銀行へ移管する。③人民銀行はマクロプロードンス管理(MPA)を強化し、重大リスク・重要課題の解決に取組む。
- ▶ 新たな監督・管理体制がどれほど効果を発揮するかは、時間が経つにつれ判明されるのであろうが、今まで問題視されていた各部門間の職権配分、意見協調など問題は依然として変わらず、どのように調整するかは「一行两会」が直面する第一関門になると見られている。
- ▶ なお、世界的に見て、権力を監察・抑制するための法整備はあらゆる監督・管理体制改革、行政体制改革の前提であり、この点において中国はまだまだ遅れており、そのため、今後の行政改革において行政機関の分離・合併、職権配分ばかり注目するのではなく、より権力の監察・抑制にも注意を払い、監督・管理の法治化で金融市場の効率化を向上し、活力を引出すことは重要と思われる。

### プロフェッショナル解説(税務会計)MAZARS/望月会計士 .....7

BEPS その中国における対応、日本における対応、日中間取引における注意点～平成30年度税制改正におけるBEPSの影響 .....7

- ▶ 昨年(2017年)2月に94か国(地域)であった包括的BEPSフレームワーク(Inclusive Framework on BEPS)参加国(地域)も約1年後の今年(2018年)3月には113か国(地域)にまで広がっています。
- ▶ 日本はこの中で、Steering committeeにも人員を派遣しており、今後多くの国とともに重要な役割を果たしていくものと考えられています。
- ▶ 今回は、すでに実施段階に移行しているBEPSについて、日本の平成30年度税制改正に対してどのように影響しているのかについて見ていきたいと思えます。

### 三菱東京 UFJ 銀行の中国調査レポート(2018年3月) .....9

# メインピックス

## 国務院行政機関を再編へ～銀监会、保监会の合併で金融監督・管理体制の見直しも

### I. 国務院行政機関の再編

国務院は3月13日、「国務院行政機構改革案」を全国人民代表大会(全人代)に提出し、現行体制にある25の構成部門を26部門に再編した。主な調整は以下の通り。

#### 改革後の国務院構成部門

1.外交部	2.国防部	3.国家発展改革委員会	4.教育部	5.科学技術部	6.工業情報化部
7.国家民族事務委員会	8.公安部	9.国家安全部	10.民政部	11.司法部	12.財政部
13.人力社会保障部	14.自然資源部	15.生態環境部	16.住宅都市農村建設部	17.交通運輸部	18.水利部
19.農業農村部	20.商務部	21.文化観光部	22.国家衛生健康委員会	23.退役軍人事務部	24.应急管理部
		25.中国人民銀行	26.審計署		

注: 赤色は新設機関

出所: 「国務院行政改革法案」より当行中国調査室作成

#### ➤ 自然資源部を新設

自然資源部は国土資源部、国家海洋局、国家測量地理情報局を統合したほか、国家発展改革委員会(発改委)、住宅都市農村建設部(住建部)、水利部、農業部、国家林業局のそれぞれ一部機能も移管されており、その主な役割は土地開発、自然資源の開発・利用・保護に関する審査、監督・管理などである。自然資源部の設立と同時に、国土資源部、国家海洋局、国家測量地理情報局は廃止された。

#### ➤ 生態環境部を新設

生態環境保護部は環境保護部の機能を引継ぐほか、発改委、国土資源部、水利部、農業部、国家海洋局、国務院南水北調工程建設委員会弁公室のそれぞれ一部機能も移管されており、環境保護機能を一本化し、監督管理の効率化を図る。生態環境部の設立と同時に環境保護部は廃止する。

#### ➤ 農業農村部を新設

農業農村部は農業部の機能を引継ぐとともに、発改委、財政部、国土資源部、水利部のそれぞれ一部機能も移管されており、主な機能は農業の現代化のみならず、農家、農村の全面的な発展も挙げられている。農業農村部の設立と同時に農業部は廃止する。

➤ **文化観光部を新設**

文化観光部は文化部、国家旅行局を統合し、文化産業の発展、観光資源の開発、および多文化の交流を重点的に取組む。文化観光部の設立と同時に文化部、国家旅行局は廃止する。

➤ **国家衛生健康委員会を新設**

国家衛生健康委員会は国家衛生計画生育委員会、国務院医薬衛生体制改革深化指導グループ弁公室を統合したほか、全国老齡工作委員会などの一部機能も移管されており、主な役割は国民健康対策、医薬改革、高齢化対策、公共衛生や医療サービスに関する監督管理などである。国家衛生健康委員会の設立と同時に、国家衛生計画生育委員会、国務院医薬衛生体制改革深化指導グループ弁公室は廃止する。

➤ **退役軍人事務部を新設**

退役軍人事務部は民政部、人事社会保障部(人保部)、中央軍事委員会のそれぞれ一部機能を統合し、主な役割は退役軍人の生活サポート、再就職支援、教育などである。

➤ **危機管理部を新設**

危機管理部は国家安全生産監督管理総局の機能を引継ぐほか、公安部、民政部、国土資源部、水利部、農業部、国家林業局、中国地震局などに分散された社会安全・自然災害対応といった機能も移管されており、重大災害の発生時には国の指揮本部の役割をとる。危機管理部の設立と同時に国家安全生産監督管理総局は廃止する。

➤ **科学技術部を再編**

科学技術部は国家外国専門家事務局を統合し、科学技術の発展、実用に関する政策制定に加え、海外からの専門家正平を通じ、イノベーション人材を充実させる役割も担う。

➤ **司法部を再編**

司法部は国務院法制弁公室を統合し、法制度の整備とともに法律事務、法律知識の普及に関する役割も担う。司法部の再編により国務院法制弁公室は廃止する。

➤ **水利部を再編**

水利部は、国務院三峡ダム工程建設委員会、国務院南水北調工程建設委員会を統合する。両弁公室は廃止する。

➤ **審計署を再編**

審計署は発改委、財政部、国資委、国有重点大型企業監事会にある監察機能を統合し、権限の一本化で会計検査の自主権が向上した。

またその他の国務院所属機関の調整について次の通り。なお、国務院所属機関の調整・設置は新たに構成された国務院は審査・許可する。

➤ **国家監察委員会を新設**

国家監察委員会は監察局、国家汚職予防局を統合し、両局は廃止する。

➤ **国家市場監督管理総局を新設**

国家工商行政管理総局、国家品質監督検査検疫総局(質検総局)、国家食品薬品監督管理総局(CFDA)を統合し、さらに発改委、商務部のそれぞれ一部機能と国務院独占禁止委員会弁公室の機能を移管して国家市場監督管理総局を新設する。

➤ **国家広播電視総局を新設**

国家広播電視総局は国家新聞出版広電総局の機能を引継いだほか、世論調査、メディア管理の強化などの役割も担う。国家放送テレビ総局と同時に国家新聞出版広電総局は廃止する。

#### ➤ 中国銀行保険監督管理委員会を新設

中国銀行保険監督管理委員会は中国銀行業監督管理委員会(銀監会)と中国保険監督管理委員会(保監会)を統合し、監督管理の一本化で従来体制下の権限重複・空白の解消を図り、金融市場の監督・管理を強化する。中国銀行保険監督管理委員会の設立と同時に銀監会と保監会は廃止する。

#### ➤ 国際発展協力署を新設

国家国際発展協力署は商務部と外務部のそれぞれ一部機能を統合し、対外援助の立案・実施や「一帯一路」を推進する役割を担う。

#### ➤ 国家医療保障局を新設

国家医療保障局は人保部、国家衛生計画生育委員会、発改委、民政部のそれぞれ一部機能を統合し、医療など各種保険に関する政策制定・管理、医療保障基金の監督管理を担当する。

#### ➤ 国家糧食物資備蓄局を新設

国家糧食物資備蓄局は発改委傘下に新設され、国家糧食局を土台に、発改委、民政部、商務部、国家エネルギー局のそれぞれ一部機能を統合し、戦略物資の備蓄、監督・管理の役割を担う。国家糧食物資備蓄局の設立と同時に国家糧食局は廃止する。

#### ➤ 国家移民管理局を新設

国家移民管理局が公安部傘下で、移民政策と出入境管理、居留外国人管理、難民管理、国籍管理、不法移民の送還などを担当する。

#### ➤ 国家林業草原局を新設

国家林業草原局は自然資源部傘下であり、国家林業局を土台に農業部、国土資源部、住建部、水利部、国家海洋局のそれぞれ一部機能を統合し、森林、草原、湿地、野生動植物の開発・利用、保護、国家公園の管理などの役割を担う。国家林業草原局の新設と同時に国家林業局は廃止する。

#### ➤ 国家知的財産権局を再編

国家知的財産権は国家工商行政管理総局、質検総局のそれぞれ一部機能を統合する。特許、商標管理の一本化を図る。

## II. 中国金融監督管理体制の沿革

中国金融業における監督管理の沿革は大きく3段階に分けてみる事ができる。第一段階は1949～1991年であり、総合管理方式が採られ、人民銀行はすべての金融活動を監督・管理している。その中、1979年から工商銀行、農業銀行、中国銀行、建設銀行は新設・独立され、人民銀行にある商業銀行の役割を引継ぎ、人民銀行は中央銀行としての機能に集中するようになった。

第二段階は1992年～2002年であり、金融市場参加主体の増加、証券取引所の設立などに伴い、人民銀行の監督・管理対象は保険、銀行、信託、証券など多岐にわたっていたが、監督・管理の的確性を向上するため、証監会、保険監会はそれぞれ1992年、1998年に設立され、これは中国金融業における分離監督・管理の始まりと見られている。

第三段階は2003年から現在に至り、銀監会の設立により分離監督・管理体制が形成された。2001年のWTO加盟に伴い、人民銀行は部門の再編、機能の見直しなどで監督管理水準の向上に取り組んだが、確りとニーズに対応することができないため、2003年4月、独立・監督管理機関として銀監会は設立された。

このように、中国金融業における監督・管理体制の沿革は総合管理から分離管理へ転換するプロセスであり、

人民銀行が絶えず機能が細分化されるプロセスでもある。分離管理の下、各部門は大きな実績を挙げ、例えば、中国の保険料収入は保監会が設立された1998年の1,251億元から2017年の3兆6,500億元へと30倍近く上昇しており、銀監会は国有銀行株式制改革を主導するほか、関連法律・規定の修正、市場管理制度の完備に大きく貢献した。

しかし近年、業務の複雑化につれ、監督・管理に新たな課題も次々と生じている。分離管理の下で、各部門は原則所轄分野の監督・管理に専念するため、この方式は効率化を促す一方、監督・管理の空白地帯を生み出しかねないという欠点もある。

例えば、近年、保険料収入の拡大に伴い、保険会社の投資、M&Aに対するスタンスも変化している。近年、安邦保険、前海人寿など保険会社による株式市場における大規模な株式取得が目立っている。その裏側にある監督・管理上の問題も無視できない。すなわち、保険会社の監督・管理当局は保監会であり、証券市場の監督・管理当局である証監会は保険会社による大規模な株式取得に関する詳細情報を把握できず、干渉する権利もない。

また銀行においても、信託会社、資産管理会社を通じたオフバランス業務は大幅に拡大し、これらの迂回投資の本質は監督・管理規制を避けるためのものであり、分離管理の下で銀監会は、信託会社、資産管理会社の口座にある銀行のオフバランス資産をモニタリングすることはできない。

このように金融業務の複雑化に対応しきれない監督管理体制は、諸問題を産出す一因と考えられる。2015年以降、より広範囲、総合的な監督・管理体制が必要との声は徐々に高まり、一時期「一行三会」が合併する噂も流れていた。

2017年7月に開かれた全国金融工作会議では、国务院金融安定発展委員会(以下、金穩委)は設立された。金穩委の設立は金融監督管理、金融改革の推進を一元化し、各分野の利益、職権を統括することができる。金穩委の設立は、中国金融業が分離管理から再び総合管理へ転換する兆候と見られている。

金穩委の監督・管理の重点分野として人民銀行の周小川元総裁は4つ挙げており、いずれも市場拡大、金融イノベーションが活発する背景の下で、リスクが生じやすい分野と思われる。

①シャドーバンキング。シャドーバンキングの最も大きな特徴は銀行にとどまらず、迂回投資などで信託会社、基金公司、保険会社など多分野を跨ることである。2017年よりシャドーバンキングに対する監督・管理は強化され、その結果、商業銀行のシャドーバンキング業務をオンバランス化する動きも見られている。

②インターネット金融。インターネット金融は近年で最も典型的な金融イノベーションである。周小川総裁は、目下多くのIT会社が金融商品を取扱うようになり、中には与信、決済ライセンスがない企業もあり、これは悪質な競争を引起し、金融システムの安定を損なう可能性があるとして強調している。

③資産管理業務。資産管理業務は2012年より急速に成長し、2016年までに年平均で40%以上拡大している。しかし資産管理業務は国民の資産管理のニーズを満たし、社会融資構造を改善するとともに、多層な外部委託、レバレッジの押上げ、「名株実債」といった問題も生じ、金融システムの脆弱化をもたらしている。

④金融持株会社。金融持株会社の監督管理は全人代でも言及され、周小川総裁は金融持株会社の透明性を向上し、取引の規範化を推進する方針を示した。関係者によれば、ある多分野に跨る特定業務と比べ、金融持株会社の多分野に跨る経営を有効に監督・管理することはさらに困難であり、また各当局にとって情報把握の不十分、管理基準の不一致、関連法律・規定の不備といった問題も予想される。

### Ⅲ. 新たな金融監督管理体制の構築

今回の国务院行政機関改革法案では、金融監督・管理体制に対する変更点は主に以下の3つ。

- (1) 金融分野において業務複雑化の流れに順応し、「中国銀行保険監督管理委員会」を設立し、監督・管理資源を統合し、関連部門は各自の強みを発揮し専門分野管理を徹底するとともに、銀行・保険業に対

する総合管理を強化し、監督・管理の質、効率を向上する。

- (2) 金融監督・管理における規制制定と実施を分離し、元銀監会・保監会にある銀行業、保険業の重要法律・規定、プルーデンス管理規制を作成する機能を人民銀行へ移管し、中国銀行保険監督管理委員会はより(マイクロプルーデンス管理、投資家保護など)監督・管理に専念し、専門性、効率性を向上させる。
- (3) 人民銀行はマクロプルーデンス管理(MPA)を強化し、重大リスク解消を防止、解決するために「3つの統括」を徹底する。

なお、「3つの統括」とは、①人民銀行が重要金融機関、金融持株会社に対する監督・管理を統括し、詳細監督管理規制の制定権、審査権、処罰権を有し、人事の任命に否決権を有する。②人民銀行は重要金融市場インフラ施設の構築、監督・管理を統括し、金融取引所に関する主要業務規定の制定・修正に否決権を有する。③人民銀行は金融業全般にかかわる統計を統括し、マクロコントロール、システムティックリスクにかかわる重要問題の場合、人民銀行は必要に応じ直接データを収集する権利を有する。

国務院によれば、中国銀行保険監督管理委員会の設立は金融監督管理体制改革を深化し、現行体制にある職権の不明確、重複管理といった問題を解決するための措置であり、監督・管理における資源の最適化で現代金融業の特徴に合致する監督・管理体制を構築し、システムティック金融リスクを防止することが求められている。具体的な役割として、法律・規定に従い、銀行業、保険業の合法的、健全的な運営を維持し、金融リスクを解消・防止し、消費者・投資家の合法的権益を保護し、金融安定を維持することなどが挙げられている。

なお、今回の行政改革において証監会に対する調整はなく、今後も独立監督・管理機関として運営される予定である。その理由について、銀行、保険はともに間接金融に分類され、自己資本比率、リスク対応といった点で類似性はあり、両者に対する監督管理の重点は資産・負債の均衡、リスク・収益の均衡、流動性の充足などで一致している一方、証券会社の資本金に対する規定はなく、証監会は監督・管理は公開情報の真実性、投資家権益の保護に重点が置かれているなど、お互いの注目ポイントが異なることは一因と言われている。

今後、「一行两会」という新たな監督・管理体制がどれほど効果を発揮するかは、時間が経つにつれ判明されるのであろうが、今まで問題視されていた各部門間の職権配分、意見協調など問題は依然として変わらず、どのように調整するかは「一行两会」が直面する第一関門になると見られている。

例えば、保険が金融機関でありながらも、業務内容は銀行と大きく異なり、監督管理部門が合併したとしても、銀行保険監督管理委員会内部で依然として分別管理を行うことになると思われる。そのため、具体的な監督管理部門をどのように設置するか、部門間の連携をどのようにとるかは重要である。

同時に、銀行保険監督管理委員会は人民銀行とどのような関係で、どのように連携を取るかも注目されている。例えば、人民銀行へ移管した重要法律・規定の作成について、重要度に関する基準を明確にする必要はあり、またどの分野のプルーデンス規制を人民銀行が作成するかといった検討も必要と思われる。両者の間に監督・管理の空白を産み出してはならないし、重複管理で部門間のやり取りを増やしてもならない。

その他、世界的に見て、権力を監察・抑制するための法整備はあらゆる監督・管理体制改革、行政体制改革の前提であり、この点において中国はまだまだ遅れており、そのため、今後の行政改革において行政機関の分離・合併、職権配分ばかり注目するのではなく、より権力の監察・抑制にも注意を払い、監督・管理の法治化で金融市場の効率化を向上し、活力を引出すことは重要と思われる。

## プロフェッショナル解説(税務会計)MAZARS/望月会計士

### BEPS その中国における対応、日本における対応、日中間取引における注意点～平成 30 年度税制改正における BEPS の影響

昨年(2017年)2月に94か国(地域)であった包括的 BEPS フレームワーク(Inclusive Framework on BEPS)参加国(地域)も約1年後の今年(2018年)3月には113か国(地域)にまで広がっています。

日本はこの中で、Steering committee にも人員を派遣しており、今後も多くの国とともに重要な役割を果たしていくものと考えられています。

今回は、すでに実施段階に移行している BEPS について、日本の平成 30 年度税制改正に対してどのように影響しているのかについて見ていきたいと思います。

#### そもそも BEPS とは

BEPS とは、日本語で「税源浸食と利益移転」と表現されるもので、これまでの2国間租税条約や狭義の移転価格税制を基礎とした国際税務の枠組みでは対応しきれなくなった、新たな国際的課税回避スキームに対応する、新たな国際税務の枠組みの形成を目的とした国際的な取組みといえます。

#### 国際的な BEPS の進行状況

上述の通り、包括的 BEPS フレームワーク(Inclusive Framework on BEPS)参加国(地域)も約1年後の今年(2018年)3月には113か国(地域)に、また、「BEPS 防止措置実施条約」参加国の数は78か国・地域に増加しています。

さらに、2018年3月には BEPS 行動計画1 電子経済の課税上の課題への対応に関連して、Tax Challenges Arising from Digitalization - Interim Report (デジタルイゼーションがもたらす挑戦-中間報告)が、行動計画12 納税者のアグレッシブなタックス・プランニングの開示要請に関連して、Model Mandatory Disclosure Rules for CRS Avoidance Arrangements and Opaque Offshore Structures (共通報告基準回避及び不明確なオフショアストラクチャーにかかわるモデル強制開示ルール)が公表されています。

ここで、CRS(Common Reporting Standard)とは、日本語で「共通報告基準」と呼ばれるもので、自動的情報交換(AEOI)の対象となる非居住者の口座の特定方法や情報の範囲等を各国で共通化することを目的とした国際基準です。これにより、金融機関の事務負担を軽減しつつ、金融資産の情報を各国税務当局間で効率的に交換し、外国の金融機関の口座を通じた国際的な脱税及び租税回避に対処することを可能とするとしているものです。

#### 日本側平成 30 年度税制改正における恒久的施設(Permanent Establishment: PE)関連規定の見直し

##### ①PE 定義の見直し

いわゆる代理人 PE について、その範囲に非居住者等の資産の所有権の移転等に関する契約の締結のために反復して主要な役割を果たすものと加えるものとされました。また、保管、展示、引渡しその他の特定の活動を行う一定の場所については、その活動が非居住者等の事業の遂行にとって準備的又は補助的な機能を有するものである場合に限るものとされました。さらに、いわゆる建設 PE の期間要件について、分割された期間を合計して判定する場合がありますとされました。

##### ②租税条約上の PE の定義と異なる場合の調整規定等の整備

また、国内法上の PE の概念と租税条約の PE の定義と異なる場合については、適用のある租税条約の規定によるものとされました。これには、在庫保有代理人及び注文取得代理人の定義の削除や同業者代理人に関する措置廃止等が含まれます。

(これらの内容は平成 31 年 1 月 1 日以後に開始する事業年度分の法人税について適用されるものとされています。)

①の内容は、BEPS 行動計画 7 人為的な PE 認定回避において議論された以下の内容に対応するものといえます。

### 1. 代理人 PE の範囲の修正

代理人 PE の概念について、現在は、形式的な外国企業の名義における契約締結という要件により判断されることから、これをより実質的な観点から判断できるよう修正するものとしています。

### 2. PE の例外とされる準備的・補助的活動

経済環境の変化に伴い、従来、準備的・補助的性質を有する活動として租税条約に規定されていた活動項目が、現在では重要な事業活動を構成するような場合があることから、租税条約上、準備的・補助的性質を有する活動に限定することをより明確に表現するよう修正するものとしています。

### 3. 契約分割による建設(役務提供)PE 認定回避への対応

関連企業に契約を分散させることによる PE 認定回避について、主目的テスト(行動計画 6 租税条約濫用の防止)をもって対応するよう修正するものとしています。

また、②の内容は、当該租税条約上の変更内容を国内税制上に反映させるための対応といえるでしょう。

以上に見られるように、今回の PE にかかわる改正は BEPS 行動計画の勧告に従ったものであり、今後も、継続的に改正がなされていくことが予想されます。

今後は、日本だけでなく、BEPS に参加を表明している各国が同様の方向で国内法を改正していくものと予想され、各国の税制が少しずつ統一されることにより、国際活動に従事する企業から見れば、税制にかかわる予見可能性が高まっていくものと考えられます。

これから本格的に始まる BEPS という新たな国際税務の波に備える上で、このコーナーが多少なりとも皆さんのお役に立つことができれば幸甚です。

当資料は情報提供のみを目的として、MAZARS によって作成されたものであり、当行はその正確性を保証するものではありません。また当該機関との取引等、何らかの行動を当行が勧誘するものではありません。

**望月一央(公認会計士) MAZARS JAPAN/CHINA パートナー**

**東京公認会計士協会租税委員会委員**

**IBFD Japan Chapter Author(Transfer Pricing, Investment Funds)**

MAZARS は、世界数十カ国、数万人のスタッフを有する、監査、会計、税務およびアドバイザリーサービスに特化したワンファーム型の国際会計事務所です。このたび、中国拠点・スタッフを増大した新体制により、日本企業にとってもますます重要となる中国企業関連分野での、最先端の業務を提供させていただきます。また、中国以外にもインド、シンガポール、マレーシア、インドネシア、タイ、ベトナム、フィリピン、ミャンマーなどのアジア地域におけるワンファームならではの緊密な連携により、複合的なサービスを提供させていただきます。





## 三菱東京 UFJ 銀行の中国調査レポート(2018年3月)

- ニュースフォーカス(2018年第5号)  
2018-19年度香港財政予算案  
[http://rmb.bk.mufg.jp/files/topics/709\\_ext\\_02\\_0.pdf](http://rmb.bk.mufg.jp/files/topics/709_ext_02_0.pdf)  
香港支店業務開発室
- ニュースフォーカス(2018年第4号)  
中国、租税協定の適用に受益所有者認定基準を改定  
[http://rmb.bk.mufg.jp/files/topics/703\\_ext\\_02\\_0.pdf](http://rmb.bk.mufg.jp/files/topics/703_ext_02_0.pdf)  
香港支店業務開発室
- BTMU 中国月報 第145号(2018年3月)  
<http://www.bk.mufg.jp/report/inschimonth/118030101.pdf>  
国際業務部
- BTMU CHINA WEEKLY 2018/3/14  
<http://www.bk.mufg.jp/report/inschiweek/418031401.pdf>  
国際業務部

以上

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全て顧客御自身でご判断くださいますよう、宜しくお願ひ申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当店はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

三菱東京 UFJ 銀行(中国)有限公司 中国投資銀行部 中国調査室  
北京市朝陽区東三環北路5号北京發展大廈4階 照会先:石洪 TEL 010-6590-8888ext. 214